

さいたま市告示第 1 5 6 4 号

さいたま市口座振替依頼書電子化業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 0 月 6 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市口座振替依頼書電子化業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 外

(3) 口座振替依頼書の概数

予定数量 3 0, 0 0 0 枚

(4) 業務概要

仕様書のとおり

(5) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 1 6 日（月）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に業務区分「電算（電子計算に関する業務）」、営業品目（大分類）「電算業務」内の営業品目（小分類）「その他の電算業務」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市財政局税務部収納対策課

担当 収納管理係 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 6 7

(2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 1 0 月 2 0 日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

競争入札参加申込兼資格確認申請書

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年10月24日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、口座振替依頼書1枚当たりに要する金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年10月30日（木）午後4時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免

除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 1 0 月 3 0 日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 6 0 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 6

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市財政局税務部収納対策課

電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 6 7 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 6 2

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部収納対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p123901.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。